

市・県民税 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

				年 度				右から番号を記入		1 現年度		2 新年度		3 両年度							
福井県 敦賀市長宛 年 月 日提出		給与支払者 特別徴収義務者	所在 地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>				特 別 徹 収 義 務 者 号													
			フリガナ					宛 名 番 号													
								担 連 絡 者 先	所 属												
									氏 名												
								電 話													
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由				異動後の未徴収税額の徴収方法 (注)							
	氏名																				
	生年月日	右から番号を記入 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日																			
	個人番号																				
	受給者番号									月 から	月 から	年	1 退転休職	職 長	職勤欠	月	1 特別徴収継続				
	1月1日現在の住所									月 まで	月 まで	月	2 死	・	休	日	2 一括徴収				
	異動後の住所 (電話番号)	右から番号を記入								円	円	日	3 支合	・	少額	不 定	期 散	3 普通徴収 (本人納付)			
							4 合併	・	解	解	他										
							5 そ	の													
1 特別徴収継続																					
2 一括徴収																					
3 普通徴収 (本人納付)																					
事由・理由																					
新 しい 勤 務 先  (特 別 徴 収 義 務 者)	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																				
	新規	法 人 番 号																			
	所 在 地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>																			
	フリガナ																				
	氏名又は名称																				
担当者連絡先	所 属																				
電 話																					
受給者番号																					
納付書の要否 (新規の場合のみ記載)																					
1 必 要 2 不 要																					
左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																					
2 一括徴収の場合																					
理 由	1 異動が 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 右から番号を記入				徴収予定月日				徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。								
3 普通徴収の場合																					
理 由	1 異動が 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 右から番号を記入				※ 市 処 理 欄				一括	転勤	作成	固 定	特 徴	法 人	軽 自	入 力	点 檢				
	2 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 右から番号を記入				旧 済				始	変更											
	3 死亡による退職であるため				新 済				始	済											

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。

② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で、現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。

③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。

(現年度分) 本欄で選択した徴収方法。 (新年度分) 「1 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。